

# 幼児教育・保育無償化確認表

該当する園、年齢でご確認ください。  
 手続きの有無欄 「×…手続き不要」 「○…手続きが必要」

お子さまの 利用される施設	葛城市のお子さまが 利用している園(例)	年齢区分	認定区分	無償化の対象範囲		手続きの 有無
公立保育所 公立認定こども園 公立小規模保育所等	磐城第1保育所 磐城第2保育所 常麻第1保育所 高田こども園 他	0-5歳児	2・3号認定	保育料	【3-5歳児】【住民税非課税世帯の0-2歳児】 保護者のかたが負担されている保育所利用料が10月以降0円に変更され、保育所利用料の徴収がなくなります。	×
私立保育園 私立認定こども園 私立小規模保育所等	華表保育園 浄正院保育園 はじかみ保育園 つばみ認定こども園 他					
公立幼稚園	新庄幼稚園 忍海幼稚園 新庄北幼稚園 磐城幼稚園 常麻幼稚園	3-5歳児	1号認定	保育料	現在保護者のかたが負担されている幼稚園保育料が10月以降0円に変更され、幼稚園保育料の徴収がなくなります。	×
			新2号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 「450円×利用日数」が無償化されます。	○
私立幼稚園 (移行園) 認定こども園 (教育認定)	高田カトリック幼稚園 せいしか幼稚園 他	満3歳児	1号認定	保育料	現在保護者のかたが負担されている幼稚園保育料が10月以降0円に変更され、幼稚園保育料の徴収がなくなります。	×
			新3号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 【非課税世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(16,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されます。	○
		3-5歳児	1号認定	保育料	現在保護者のかたが負担されている幼稚園保育料が10月以降0円に変更され、幼稚園保育料の徴収がなくなります。	×
			新2号認定	預かり保育 利用料	【保育が必要な世帯に限る】 保護者のかたが実際に負担した金額と「450円×利用日数(11,300円/月まで)」とを比較して、低い方が無償化されます。	○
私立幼稚園 (私学助成園)	あいけい幼稚園 ハルナ幼稚園 奈良文化幼稚園 葛カトリック幼稚園 他	満3歳児	新1号認定	保育料	保育料(入園料を月割した額を含む)について 上限25,700円/月まで無償化されます。	○
			新3号認定	預かり保育 利用料		
		3-5歳児	新1号認定	保育料	保育料(入園料を月割した額を含む)について 上限25,700円/月まで無償化されます。	○
			新2号認定	預かり保育 利用料		
認可外保育施設		0-5歳児	新2・3号認定	利用料	【3-5歳児】【住民税非課税世帯の0-2歳児】 【保育が必要な世帯に限る】 施設の利用料について、上限37,000円/月まで無償化されます。また、0-2歳児で非課税世帯の場合、月額42,000円が上限額となります。 認可保育所や認定こども園(保育認定)、小規模保育所等を利用している方は対象となりません。保育所等を利用できていない方で、保育の必要性がある方のみ対象。	○
一時預かり事業	華表保育園 磐城第2保育所					
病児保育事業	そうさんのおうち (土庫こども診療所)					
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援センター					

※国立大附属幼稚園・特別支援学校幼稚部など、利用されている幼稚園が上記に記載されていない場合は、学校教育課までお問い合わせください。

※保育が必要な世帯で公立幼稚園・私立幼稚園(移行園)に通うかたは、現在の1号認定に追加して新2号認定を受ける必要があります。

## 無償化を受けるにあたり、手続きが必要となっている施設・事業について

無償化の対象となるためには、手続きが必要となります。子育てのための施設等利用給付認定申請書を市に提出し、市から認定を受けることで無償化の対象となるため、必ず事前に申請をしてください。  
また、幼児教育・保育無償化確認表で【保育が必要な世帯に限る】とされている施設において無償化を受けるためには、子育てのための施設等利用給付認定申請書の他に、保育が必要であることの証明書の添付が必要となります。保育を必要とする理由を証明する書類は別紙をご参照ください。

## 保育が必要な世帯とは？

上記の無償化の対象範囲において、【保育が必要な世帯に限る】の表記がある場合、無償化の対象となるためには保護者のいずれもが以下の『保育を必要とする事由』に該当する必要があります。

また、保育を必要とする事由によって保育の実施期間が異なります。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)
1. 就労(外勤・自営業等) 月に64時間以上の就労を常態とされている場合に限る	左の条件で就労している期間
2. 妊娠・出産	産前産後各8週間に属する月
3. 保護者の疾病・障害	保育が困難と認められる期間
4. 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護	介護が必要と認められる期間
5. 災害復旧	状況がなくなるまで
6. 求職活動	3ヶ月以内
7. 就学	修了月の月末まで
8. 上記以外	状況により決定